

議長（門 瀧雄）

これをもって、3 番金井議員の質問を終わります。

次に 7 番、小川保君。

議員（小川 保）

失礼いたします。7 番、小川保です。

大枠で 2 点の項目について、質問させていただきます。

1 点目は、工場立地法による緑地面積率の緩和について、2 点目は多度津町学校給食センターの改築について質問いたします。

本年 7 月 17 日、ツネイシ造船さんは、多度津工場を今治造船さんに売却すると発表がありました。各企業の経営効率化の計画のなかで、大きな決断であったかと思います。ツネイシ造船さんから分社化した、多度津造船の全株式を今治造船さんが取得し、合わせて同工場に勤務される約 250 人の方々の雇用が維持される、こういうふう聞いております。

私は 3 月議会でこの問題について質問致しました。大変心配いたしておりましたが、この度の発表は、多度津町の税収の面や、勤務されている従業員にとって、良い方向で決着された、こういうことだとホッといたしております。企業の立地、存続、躍進が色々な方面にとって大切な事柄かと、改めて認識いたしました。

住みよいまちづくり、住民にとって安心安全なまちづくり、しかしそれは我が多度津町で、安心して経済活動のできる企業があることの由縁ではないでしょうか。そのことも、ひいては住民への大きなサービスであろうと考えます。おそらく、丸尾町長も同様のお考えだと拝察いたしております、いかがでしょうか。

さて、本題の工場立地法による、緑地面積率の緩和についてであります。

経済産業省においては、幾度か関係規則等の改正しておるよう伺っております。直近では、平成 23 年 9 月 30 日に改定施行されたようですが、その内容はどのようなものでしょうか。

また、工業立地促進法も視野に入れ、狭い国土をより有効に活用できるよう、先人の残した産業集積という財産を、今度は新しい時代に適応して活かす事が肝要かと考えますが、いかがでございましょうか。

ちなみに、お隣の丸亀市は、丸亀市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規則に基づきまして、その準則を定めるといふ条例を発行いたしております。これは、昨年 12 月 21 日に施行いたしております。

またそれは、企業のより積極的な設備投資や企業立地を促進し、丸亀市内の経済活性化を図るため制定しましたとあります。その緑地面積率の制限数値は大幅に緩和されたようです。

本町と同様の田園地帯を持ち、瀬戸内海という同じ海に臨み、同じ空気の中、共に生活していく環境にあります。本町も同様に、企業活動に生かしていくお考えはあるのでしょうか。いかがでしょう。

次に質問の２点目でございます。

多度津町学校給食センターの改築について、私は行財政改革特別委員会の活動、視察の中で、本年度から改めて、多度津町内の色々な施設を見てまいりました。どの施設も老朽化が進んでおり、これは大変だと感じました。財政面にも配慮しつつ、計画的に改築等の検討を進めなければならないと印象を受けました。特に学校給食センターについては、相当老朽化が進んでおり、早急な建て替え検討が必要ではないかと思います。

外壁などの、見た目の老朽化も著しいと感じますが、それ以上に窓枠、網戸の劣化、そういったことによつてのハエなどの不衛生な害虫の侵入の恐れ、通気や換気設備の劣化、屋内は高温多湿で、食材にも人間にも劣悪な環境でありました。

また、設備に至っては今使えているのが不思議な設備もあり、ベテラン職員が長年の経験を活かして、施設面の不備を補っている様な状況でありました。現在では重大な給食事故等は起こっておりませんが、さて今後もそれはいかがでございましょう。

また、その職員たちも数年後には退職する予定と伺っております。この給食センターの問題は、まさしく喫緊の課題であり、町はどのように対応しているのかをお伺いいたします。

先ほどの村井勉議員の質問と重複しておりますが、色々な切り口がございます。

常任委員会でのお話だけでなく、この本会議では、町民の皆さま方も傍聴されております。是非、詳細な内容をお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川保議員のご質問に、お答えしてまいります。

小川議員もご心配されて、３月議会で質問された常石造船の件ですが、今治造船との間で売却が締結され、この同工場の従業員と子会社の従業員も、原則雇用を維持できるようになりました事には大変安堵しております。

多度津町の税収を考えてみますと、臨海工業団地にあります５０数社の企業からいただいている税金には、大いなる恩恵を受けております。我が町は今、多額な借金をしておりますが、滞り無く借金の返済ができ、赤字債権団体に陥らずに済んでいるのも、安定した税収のおかげで、毎年の収支バランスが黒字を保っているからです。

町に在籍している全ての企業に対して、産業振興を図ることは、町行政の大きな責務だと考えております。

今回の常石造船の件で、再度産業振興の重要性を確認したところであります。議員ご指摘の工場立地法についても、企業のより積極的な設備投資や企業立地を促す事が税収増を生み、町の活性化につながると考えておりますので、実現に向け前向きに検討してまいります。

ご理解賜りますようお願い申し上げ、その他のご質問に対しましては教育長をはじめ、担当課長より答弁してまいりますのでよろしくお願いいたします。

政策企画課長（岡部 登）

小川議員の、工場立地法による緑地面積率の緩和についてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

平成 23 年 9 月 30 日に改正された、工場立地法施行規則の改正内容でございますが、まず、工場立地法上の緑地の面積当たりの木の本数に係る規定、及び、緑地として取扱う土地の面積の下限が削除されました。

また同時に、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（告示）でございますが、それが改正され、地域準則を定める条例の範囲を、第 2 種区域（準工業地域）、及び第 3 種区域（工業地域、工業専用地域）の緑地面積率、及び環境施設面積率の下限が、それぞれ 5% 引下げられました。以上が改正の主な内容でございます。

本県におきましては、平成 19 年 6 月 11 日に施行された、企業立地の促進等による、地域における産業集積の形成及び、活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法に基づき、県と市町が企業立地重点促進区域を定めた基本計画を策定し、国の同意を受けています。

これにより、市及び町は工場立地法の特例措置として、企業立地重点促進区域における工場、または事業場の緑地面積率及び、環境施設面積率について、国の定める基準の範囲内で、区域の区分ごとに条例を定めることが可能になっています。

現在のところ、その基本計画における、多度津町の企業立地重点促進区域のうち、工場立地法特例の適用を受けている区域はございませんが、町内産業の活性化を促すため、また、企業を誘致する環境整備のため、県と協議して、町内の企業立地重点促進区域全域に、工場立地法特例を適用する、基本計画の変更を国に届け出たのち、早急に条例制定に向けて取組んでまいりたいと考えております。

以上で、小川議員の工場立地法による緑地面積率の緩和についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

小川保議員の、学校給食センターの改築についてのご質問にお答えします。先ほどの村井勉議員の答弁でもお答えしましたように、今現在、善通寺市を中心に琴平町及び、多度津町の1市2町での学校給食センターの共同設置及び、共同運営について、平成29年4月運用開始を目標として、今現在、協議が進められており、その方向で行くという前提の中で、答弁をさせていただくことを予め、ご了承させていただければと存じます。

本町の学校給食共同調理場、いわゆる給食センターについては議員ご指摘のありましたとおり、築後すでに30年以上を経過し老朽化が進んでいることはご案内のとおりでございます。

安全、安心な学校給食の提供を継続して実施するためには、本施設の早急な更新が喫緊の課題であることは、執行部としても十分認識をしているところではございますが、多度津中学校の改築、それに加えて消防庁舎の改築など、町にとって重要な事業が進行中であることから、町の中期財政計画を考慮することが求められることはいうまでもありません。

そうした中で、先にお答えいたしましたとおり、1市2町の各首長の前向きな考えを受け、当該市町における学校給食センターの共同設置、共同運用についての検討が、前向きに進んでいることもあることから、平成29年4月の運用開始を目標に、今後も作業を継続してまいることを申し上げ、小川保議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で、小川議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、担当課長からありましたが、小川議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

先ほどの丸尾町長からのご回答の中で、これは本町においても、各企業さんの活動が非常に大切であると、むしろ今後も積極的に立地、そして企業の躍進に貢献したいと、是非お手伝いをさせてほしいというふうに、私は捉えました。

本当に、ありがとうございます。その通りになっていこうと、私どもも共にやっていきたいと思えます。

それから、これは質問と申しますか確認ですが、政策企画課の課長さんにお伺い致します。

早急に本、工場立地法、あるいは立地促進法についてですね、国に対して特例を申請し認定をいただくと、その上で町としても、どういう面積率にするのかというご検討だろうと思いますが、この早急にというのは、だいたいいつ頃というふうに、私理解すればよろしいのか、普通早急にと申しますとで

すね、色んな事柄によりますけれども、三月、四月というふうな期間を、私は想像いたしますが、その通りであれば、是非お願いしたいなと思います。それから、削減率と申しますか緩和ですね、緩和措置については、お隣の見本が良い見本がございますので、是非それも参考にしていかがなと思いますので、そういった所も含めて、お答を願いたいと思います。お願いいたします。

政策企画課長（岡部 登）

ただ今の、小川議員の再質問に、お答えいたします。今後は、宇多津町、丸亀市など、隣接する沿岸部の状況に合わせた、措置を取れるかどうかを検討いたしまして、県と様々な協議がありますので、今年度中には結論を出せるように、考えていきたいと思っております。もちろん、町長が申しましたように、出来るだけ早い時期にということは考えております。以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。今のご答弁の内容であれば、本年度中という事ですので、来年の3月いっぱいには、施行が可能であると、こういうふうに理解しておればよろしいんでしょうかね。具体的な数字が出ませんので、私確認させていただきましたけれどもね。実は企業というのは、非常に困っております。何故かといいますと、日本の国土は皆さんご承知の通り、非常に狭い、狭小な土地、また、ある意味では山がたくさんあってですね、環境の良い日本国であるというふうに思っております。そんな中で、こういう先進の企業の皆さん方が、非常に努力されて、経営を維持されておるという事でございます。この緑地の面積率、これはかつて約30年間程、非常に皆さん方苦勞をしながら計画をいたしました。この面積率によってですね、非常に拘束された部分がありました。今後は国の方針であります、緩和をするという事を徹底的にやっていただきたいなというふうに思っております。これは、要望でございます。それから、もう1点、ちょっとお話しですが、質問をさせていただきますが、先ほどの学校給食センターについてでございますけれども、先ほど、教育長の方からお話しをいただきました、1市2町で進めておるという事ですね。この内容については、なかなか今始まったところありますので、詳細な噛み砕いたようなお話は、難しいかもしれませんけれども、私が先ほど申し上げましたように、この会議には住民の皆様方も、傍聴でいらしております。

逆に、総務教育常任委員会っていうのは、傍聴が許されておられません。
こういった内容がですね、もっと開けた内容になればなと思いますけれども。
この会議場で、せめて話せる内容について、こぼれ話でも結構ですから、もう
1度この1市2町でお話しされた内容について、もう少しお話しほしいな
と思います。
よろしく願いいたします。

教育長（田尾 勝）

小川保議員の再質問に対する、お答をしたいと思います。
現在、学校給食センターの共同運営実施、運用についての検討が、1市2町の
間で検討会が何回か設けられています。
現在は担当者のレベルで、基本的には市長さんのお考えの筋の基で、担当者
レベルで各センターの状況とか、あるいは課題とか、あるいは統合した場合、
どういう場所に統合していくのかというふうなことについての、検討が行わ
れております。
だから基本的には、情報交換が今中心でないかな、というふうに思っており
ます。
各市町の実態等の把握と今後の方向性について、今後何回かこういう会を設
けながら、前向きに進めていきたいというふうに考えております。
以上、私の方からの答弁を終わらせてもらいます。

町長（丸尾 幸雄）

このことはですね、合同給食センターの件ですけれども、今私ども2市3
町で中讃広域行政事務組合、また、定住自立圏という構想の中で、いつも、
効率良くで効果的な行政運営をするには、どうすればよいかという事を、い
つも首長さん達と話しをしております。その中で、今それぞれの問題を抱え
ておりますのが、老朽化した給食センター、どうするんだという話が起こり
ました。
丸亀市は既に独自でやっておりますので、丸亀市は除外するという事になり
ますと、定住自立圏構想の中では取り組めない、その中で善通寺と琴平と多
度津町とまんのう町で、じゃあどうしようかという話が起こりました。
そしてその時に、まんのう町は、もうすでにご存じのように美合という地区
とかですね、山の方の地区が大変ありますので、とてもじゃないが単独じゃ
ないと出来ない、合同では運営が難しいということになりまして、それで善
通寺と琴平町と多度津町という事になったわけですが、たまたまその
時に、善通寺市が給食センターを改築する場所というのが、2つぐらい案があ
りました。その場所からですと、多度津町も30分以内に配送ができる、琴平
町もしかりという事で、それだったら1市2町で検討する事が出来るのでは

ないか、という中での話であります。

今、先ほど教育長の方からも申し上げましたが、首長主導での事になっておりまして、まだ具体的な色んな施策、それから、どういうふうにするかという事に対しては、まだ未定であります。

そういう事ありますので、どうかご理解を賜わりまして、色んな忌憚のないご意見をちょうだい致しながら、この共同運営での給食センターも前に進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほど願申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、7 番小川議員の質問を終わります。